

静岡県文化政策審議会（令和7年11月18日）

1 開会

式守課長代理 それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度 第2回 静岡県文化政策審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。私はスポーツ・文化観光部文化政策課課長代理の式守と申します。

2 定足数確認、会議及び議事録の公開

式守課長代理 まず、本日の出席状況を御報告いたします。委員総数17名のうち、オンライン3名様の御出席を含め15名となっており、静岡県文化振興基本条例第18条第2項に定める定足数を充たしておりますので、本会が有効に成立したことを御報告いたします。次に、本日の会議及び議事録につきましては、県の「情報提供の推進に関する要綱」に基づき公開いたしますので、あらかじめ御了承ください。それでは、早速ですが、ここからの司会進行を、横山会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

3 議事

横山会長 皆様おはようございます。では、早速議事に入ります。議題にあります第6期文化振興基本計画の中間案につきまして、事務局から説明をお願いします。

鈴木課長 はい、文化政策課長の鈴木です。よろしくお願ひいたします。まず、資料の方の説明をさせていただきます。本日お配りした、資料の中に、資料1と右上に書いてあるものがあると思いますので、資料1をご覧ください。資料1、下半分の2、第6期文化振興基本計画策定までの流れについてですが、本日11月18日、中間案のご審議をいただきまして、この後、12月県議会での審議、それから県民の皆様へのパブリックコメントを経て、次回2月9日の審議会へ計画案を提出したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

次に、もう1枚めくっていただきまして、資料2をご覧ください。前回7月の審議会での委員の皆様の意見への対応状況を項目別にまとめたものです。後ほど中間案の該当箇所で紹介させていただく場合もありますので、ご確認ください。資料2の4ページの一番下に記載のように、今回、中間案の中で委員意見を反映した主な箇所は、下線の点線で表示をさせていただいております。

では早速ですが、資料3の静岡県文化振興基本計画の中間案をご覧ください。まず表紙を1枚めくっていただきまして、裏の目次をご覧ください。第1章から第3章は、前回7

月の審議会で提出した部分でございます。第1章は計画の位置づけを、第2章は文化芸術の価値と意義や第5期計画の検証をしています。第3章は、基本目標の考え方です。後ほど、主な修正箇所はご説明いたします。続いて、中間案の中の18ページには、A3版折込で施策体系図を挟み込んでございます。その後、第4章でございますが、第4章の1は、前回ご審議いただきました5つの重点施策について、目的、考え方、具体的取り組みを記載しております。第4章の2は、好循環を創出する地域文化ネットワークとして、県内地域別の特色や県総合計画と連動した取り組みの方向性を記載いたしました。第5章は、計画の推進と進行管理等として、総括指標と活動指標を記載。第6章は、県文化施設・機関における方針と取組を施設・機関ごとに記載いたしました。

では、中間案の内容のご説明に入ります。まず、10ページをご覧ください。前回ご提出した第2章の中でございますが、10ページは、第5期計画中の主な成果と課題を記載しておりますが、その10ページの表の下に点線の下線を引いた文章がございます。こちらは、第5期計画期間中の主な成果に係るエピソードを追加で記載いたしました。「東アジア文化都市2023静岡県」における日韓のアーティストの交流拡大、県立美術館の地域文化を重視した取り組み、アーツカウンシルしづおかのパイロット事業等、清水南高演劇専攻設置による演劇人材の育成、文化財の3次元データ整備、県立美術館等による財源確保の取り組みです。

次に、16ページの基本目標をご覧ください。基本目標は、前回の審議会でいただいた委員からのご意見を反映し、下線部分2行目の「生み出す」というところと、3行目のサブタイトルの中の「創出する」という部分を修正してございます。第6期計画の基本目標については、16ページの「考え方」に記載のとおり、自らの創造性を発揮し、アイディアなどを人に伝え、相互に影響を与え合うことにより、新たな視点や価値・活動などを生み出し、一人一人が生きがいや幸せを感じられるウェルビーイング社会の実現を目指すことを意図しており、副題につきましては、「文化芸術の力を産業や観光の振興等に生かすことで、イノベーションを創出し、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環を形成する」というものです。

その下のウェルビーイングの解説は、前回の審議会の記載を改め、簡潔にいたしました。また、先ほどご説明した資料2の前回委員意見への対応状況に記載のとおり、前回委員からいただいた「わかりやすい言葉で」というご意見については、16ページの下線部のとおり、人々が、文化芸術に触れ、自らの創造性を発揮することにより、「幸福を感じながら日々の仕事や生活を楽しみ、健康に暮らせる社会の実現を目指します」と記載いたしました。

次に、18ページの「施策体系図」をご覧ください。左半分の基本目標と、5つの重点施策名については、前回審議会を経まして、記載のとおり決定をさせていただきました。本日は、ページの右半分の重点施策の目的・狙い、そして核となる具体的取り組みについてと、後ほど説明する第4章の1及び第5章について、主にご審議をお願いしたいと考えております。それでは、18ページの「施策体系図の重点施策の目的・狙い」についてご説明いたします。

それから、この 18 ページの右半分の部分につきましては、この後ご説明する第 4 章の 1 の記載に対応しております。では、18 ページ、まず、重点施策 1、「世界に輝く静岡の文化芸術の創造」につきましては、豊かな地域資源を活用した本県の魅力や価値が際立つ独自性の高い文化芸術を創造し、文化的な厚みが豊かな静岡県のブランドイメージを形成、発信することにより、世界とのつながりを生み出すことを目的としております。次に、重点施策 2 「県民による創造的な活動の活性化」は、多様な人々を包摂する共生社会の実現を目指し、人々が主体となり創造性を発揮する機会を充実させ、交流を促進することにより、地域への誇りの醸成、地域社会の活性化を図ることを目的としております。

次に、重点施策 3 「他分野との連携によるイノベーションの基盤づくり」は、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野と文化芸術との協働を促進し、各分野において新たな価値を生み出す人づくり、基盤づくりを進めることを目的としております。重点施策 4 「文化芸術に触れる機会の充実」は、生涯にわたり文化芸術を身近なものとするため、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法により、文化芸術に触れる機会の充実を図り、地域格差の解消と双方向性を重視した取組の普及につなげることを目的としております。最後に、重点施策 5 「文化芸術を支える環境づくり」は、人口減少社会を踏まえ、県文化施設等の今後の方向性を定め、取り組むとともに、文化芸術の担い手等のネットワークや活動領域の拡大を図り、文化芸術を支える持続的な環境づくりを進めることを目的としております。それでは次に、19 ページから第 4 章になりますが、第 4 章以降について、参事の松田からご説明いたします。

松田参事 文化担当参事の松田でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、19 ページをお開きください。第 4 章施策展開のうち、1 重点施策について、主に前回の審議会で委員の皆様から出されたご意見の対応箇所を中心に説明いたします。20 ページをお開きください。重点施策 1 「世界に輝く静岡の文化芸術の創造」です。施策の目的は、先ほど課長の鈴木からご説明したとおりです。なお、委員のご意見で、豊かな地域資源を活用したというところを追加させていただきました。施策を進める上での考え方ですけれども、世界文化遺産富士山や駿河湾などの自然環境、歴史、食文化など多様な地域資源を有していること、「SHIZUOKAせかい演劇祭」など世界的な優れた創造価値に加え、お茶を生かしたまちづくりなどを活性化させる必要があること、AI やデジタル技術が進化する中、本県が人間らしさを取り戻せる豊かな地域であることを可視化し発信することを記載しております。

具体的な取り組みの一つめは、富士山世界遺産文化的価値の発信です。続いて、SPAC による世界的な活動です。「SHIZUOKAせかい演劇祭」をはじめ、世界レベルの舞台芸術を国内外に発信します。21 ページをご覧ください。県文化施設等における創造的な企画活動、この 3 つ目の文化財団の取組に、様々なアート活動をしている人に目を向けるようにという委員のご指摘に基づきまして、本県ゆかりのアーティストの起用を明記いたしました。その下、国際コンクールの開催につきましても、ご指摘を受けまして、国際コンク

ールの意義を、文化芸術を核とした地域のにぎわいを創出し、魅力を発信するという表現に修正いたしました。その下が、伊豆文学賞の実施です。さらに、超老芸術のブランド化につきましては、委員のご意見を踏まえ明記いたしました。超老芸術の概念を活用し、高齢者の表現活動の活性化を促します。22ページをご覧ください。食文化の発信につきましては、委員のご意見に基づき、項目を立てて明記いたしました。続いて、文化財の保存、魅力発信を記載しております。その他、県民主体の取り組みの活性化発信につきましては、ユネスコ創造都市の加盟に向け、市町の取り組みを支援する旨を意見に基づき記載いたしました。

23ページをご覧ください。重点施策2「県民による創造的な活動の活性化」です。施策の目的には、委員のご意見を踏まえ、共生社会の実現を明記いたしました。次の施策を進める上での考え方ですけれども、委員の「県民」という言葉には少し制限がありすぎるということで、言葉を変えまして、子どもから高齢者までのあらゆる世代の県民、関係人口、地域居住者などの多様な主体に修正いたしました。こうした人々が創造性を発揮する機会の充実を図ります。地域のアイデンティティの可視化、シビックプライドの醸成、新たな地域文化の創造に繋げるため、文化芸術の力を生かした創造的な取り組みを支援します。

地域居住や関係人口、移住定住の促進においても、文化芸術の存在感を高めていきます。次の具体的取り組みですけれども、県芸術祭の開催ということで、県文化協会及び障害者福祉団体等と連携して進めて参ります。24ページをお開きください。住民主体のアートプロジェクトの促進、それから子どもの創造活動の活性化、次は、高齢者と多様な人々の創造活動の活性化を記載しております。社会の様々な分野や、あらゆる年代の人々の創造活動の活性化を図ってまいります。その下の県文化施設等における体験参加プログラム充実では、県文化施設等での参加者の体験を重視した取り組みを展開してまいります。文化芸術を核とした交流の活性化では、アーティストと県民との交流や協働を進める事業を展開してまいります。

25ページをお開きください。文化に関わる専門的人材の育成としまして、グランシップ登録アーティスト事業やS P A Cによる演劇人の育成等を進めてまいります。続いて、26ページをお開きください。顕彰等による県民の文化活動の促進として、県及び県文化財団による表彰制度を活用します。続いて27ページをお開きください。重点施策3「多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり」です。施策の目的には、委員のご意見に基づいて「人づくり」も明記いたしました。

そして、施策を進める上での考え方です。一つ目も、委員のご意見を受けまして、文化芸術の問い合わせの力について明記いたしました。2つ目も、文化芸術が地域経済の活性剤や新たな産業創出のエンジンとなり、生み出された経済効果が文化に再投資される好循環という記載をいたしました。3つ目は、新たな価値を生み出すエコシステムの育成やコミュニティの形成の促進。3つ目も、委員のご意見を受け、文化観光を明記するとともに、第5期では、文化ゾーンという考え方を、伊豆、東部、中西部という図でお示ししておりましたが、それを発展させまして、デジタル等も活用した多様な地域文化ネットワークの形成を進め

る旨を明記いたしました。5つ目は、自社の成長のために文化芸術を取り入れることが必要だと考える企業が増えているという好機を活かしまして、企業との連携を進めることをお伝えいたしました。

28ページをご覧ください。まず、まちづくりとの連携です。生活圏単位の拠点が県内各所に広がるなど、文化芸術の力を生かしたまちづくり団体等の取り組みを支援します。ついで、観光との連携です。富士山をコアバリュー（中心的価値）とし、食・食文化や温泉などと掛け合わせた付加価値の高いコンテンツの創出を推進します。また、推し活ツーリズムも推進いたします。先ほど申しました地域文化ネットワークの形成です。東部伊豆地域において、デジタル技術等を活用した一体的な情報発信による誘客や文化活動の活性化に取り組みます。その成果を受けまして、中部・西部地域等への展開を図ります。また、点在する文化資源をストーリーで紹介する「しづおか遺産」により、文化財を周遊観光の素材として活かします。

29ページをご覧ください。産業との連携です。さまざまな分野の課題に対応する人々と文化芸術を結びつける活動を促進し、カルチャープレナー（文化起業家）を輩出する土壤となるなど、文化経済のネットワーク形成につなげます。次は、委員のご意見も踏まえまして、企業が文化芸術に期待する内容や課題などのニーズを把握するための調査を行います。調査結果は、アーツカウンシルしづおかやS P A Cが取り組む企業研修等にも生かしてまいります。教育との連携につきましては、県立高校においてS P A Cと連携し、演劇教育の拡充を図ります。各施設等による子どもたちの観賞・体験機会については、重点施策4「子どもたちへの観賞機会の提供」で記載しております。続いて、福祉との連携です。介護予防の観点で県内各地に形成されている「通いの場」等と連携しまして、高齢者の創造活動の活性化や社会参加、消費活動の活性化につなげていきます。

30ページをお開きください。コーディネート人材との連携育成です。様々な分野と文化芸術との協働を促進するため、コーディネーターやファシリテーターの候補者を発掘し、専門性の向上などを支援いたします。静岡文化芸術大学は、多様な分野で、文化芸術の持つ力を社会に生かすことのできる人材を育成します。

31ページをご覧ください。こちらは、重点施策4「文化芸術に触れる機会の充実」です。施策を進める上での考え方です。多様な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。特に子ども時代の文化芸術体験は重要であることから、アウトリーチ等の充実を図るとともに、地域格差の解消につなげるため、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法の創出や、参加者の主体性を引き出す双方向性を重視する取り組みを推進します。具体的取り組みは、県民が文化芸術に触れる機会の充実に、施設の夜間活用やウェブサイトでの発信等に取り組みます。32ページをご覧ください。子どもたちへの鑑賞機会の提供については、学校等と連携して取り組んでまいります。33ページをご覧ください。誰もがアクセスしやすい環境づくりとして、多言語解説など、多様な人々の文化芸術に触れる機会づくりを進めます。34ページをご覧ください。アウトリーチ等の充実としまして、各文化施設等が地域に出向

いて文化芸術に触れる出前公演等を実施します。続いて、35 ページです。デジタルアーカイブの活用としまして、文化財の 3 次元データを計測し、アーカイブ化するとともに、体験機会を提供します。県立美術館においても、デジタルアーカイブの制作を進め、鑑賞機会の拡大に取り組みます。続いて、双方向型手法の普及です。これにつきましては、アーツカウンシルしづおかにおいて、先進事例の紹介等を行ってまいります。

36 ページをお開きください。重点施策 5 「文化芸術を支える環境づくり」です。「施策を進める上での考え方」です。文化施設の修繕費の増大等が見込まれることから、県文化施設の今後のあり方等について検討します。文化芸術団体や文化施設等のマネジメント力の強化や、アーティストの活動領域拡大等の支援につながる取組を促進します。具体的な取組につきましては、まず文化財団の機能強化です。県域の中間支援組織として、県文化財団のさらなる機能の強化を支援いたします。続いて、県文化施設の運営方法の検討については、委員のご意見に基づき明記いたしました。続いて、県文化施設の計画的な修繕は、県の中期維持保全計画に基づき、計画的に実施いたします。37 ページをご覧ください。文化に関わる担い手等のネットワーク化、こちらは市町や各関係団体とともにネットワークとして進めてまいります。続く伝統芸能の担い手や支援者等への支援について、委員のご意見に基づき項目を立てて明記いたしました。38 ページをご覧ください。アーティスト等の活動を続ける環境づくりについて、委員のご意見を踏まえ、公立高校における演劇活用授業や相談窓口、企業等とアーティスト等のマッチングを明記いたしました。文化活動の維持に向けた財源確保については、各文化施設の取り組みを明記いたしました。以上が 5 本の重点施策の説明となります。

続いて、41 ページをお開きください。4 章の 2 になりますが、「好循環を創出する地域文化ネットワークの形成」です。本県の豊かな地域資源を活用し、文化観光を推進することで、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環の創出が期待されることから、大小さまざまな地域文化ネットワークの形成を進めます。ここでは、県の総合計画の区分に準じまして、伊豆、東部、中部、西部の 4 区分で 42 ページ以降、それぞれの地域の資源や特色、総合計画と連想した取り組みの方向性を記載いたしました。

少し飛んで 50 ページをお開きください。こちらは、第 5 章「計画の推進と進行管理」等となります。多様な文化振興の主体との連携を実施しております。51 ページをお開きください。こちらが総括指標と重点施策ごとの活動指標を計 17 掲げております。このうち、指標の後ろに米印がついている指標が 11 指標ございまして、これは県の総合計画でも採用している指標となります。

なお、大変申し訳ございません。今朝、櫛野委員のご指摘でちょっと気がつきまして、一つ総括指標の中で、従来から採用している指標が漏れておりまして、この場で読み上げさせていただきます。総括指標の一つとして、自分が住んでいる地域の文化的環境に満足している人の割合というのをですね、前回の計画からも指標としておりまして、これが漏れておりましたので、追加させていただきたいと思います。

それから、戻っていただきまして、54ページをお開きください。第6章、そして、県文化施設・機関の役割を設けました。各文化施設の施設概要、組織概要のほか、各施設における重点施策への取り組みを記載しております。先ほどご覧いただいたおりました第4章の1は、この各文化施設の取り組みを抜粋したものとなります。計画策定後、各施設ごとに取り組みを確認できるよう、記載することいたしました。この第6章は第4章と連動しておりますことから、本日はこの第6章ではなく、4章に対してご意見をいただき、その結果を第6章に反映してまいりたいと思いますので、ご参考までにご覧いただけたらと思います。以上、私からの説明となります。

鈴木課長 では本日は主に3つの論点でご審議をいただきたいと考えております。1つ目は18ページのA3版の施策体系図でございます。右側の重点施策の目的・狙いと、核となる具体的取組の記載について。2つ目は19ページから39ページの第4章の1、重点施策の具体的取組について。3つ目が50ページから53ページの第5章、総括指標・活動指標についてです。委員の皆様の専門的見地からの忌憚のないご意見をお願いいたします。以上で説明を終わります。

横山会長 どうもありがとうございました。ややあわただしかったですけれども、今日は中間段階での案の磨き上げなり修正なりというところです。これから皆さんの意見を聞いていくわけですが、最後に仰った3つの論点、18ページ、次に19ページから39ページ、そして53ページ以下の総括のところということですね。これは1つずついりますか、あるいはどこからでも始めてよろしいのでしょうか。

鈴木課長 どこからでも大丈夫です。

横山会長 いつものように、お一人あたりの時間配分を考えますと短くまとめていただきて、主な論点は1つないし2つということで、お互いの発言機会が増えるように協力をお願いします。

では、大きな流れをあらためて考える必要がある時期に至っているかと思いまして、これまで、文化の議論といえばまずまず文と理、文理融合だとかいっていましたけれども。この1年あまりの世の動きを見ていますと意識しなくてはならないのは、文武という、こういう対立項ではないかと。理系は文系とは違うように言われているけど、基本的にはこれは文、言語や記号を駆使してアヤなす文の世界であります。

昔の時代にはそういう使い方が多かったはずなんですけれども。今にして思えば、文化が世の中を支えるというよりも、むしろ文化というものが中心になって人々の暮らしがあって、命があって、それを取り巻く自然があってということです。今日のまとめの中にも、地球環境史ミュージアムのこともよく出ていまして、子どもたちのことも、高齢者のことでも

すが、いかに文を織りなして、構築的にやっていくかというふうなことが書かれております。皆さんのご意見をいただく前に私から一言ということですので、今のようなこと、文武の文ということを意識していただければと思います。文、彩をなして、より良くなればと思います。

それではどなたからでも。それじゃあ太下さん、今、県としての予算が難しいというのは新聞でも皆さん御存知ですけれども。文化関係の行政についていえば、実は 1990 年代に外圧と言いますかね、日本は内需を拡大せよというアメリカ合衆国の圧力で地方債を国の主導で拡張しまして、あちこちにハコモノを作つて、そこから文化行政のフォーマットが動き出している経緯があります。皆さん、そのような位置感覚をもつていただき、今後はそれ以降蓄積してきたものをどのように活かしていくかという段階になってきているということです、そのあたりでどうでしょう。

太下委員 ご指名ですので、太下です。今横山委員長が仰った点は、計画の中で言うと 36 ページ目一番下の県文化施設の計画的修繕の部分に一番密接に関わってくる話になります。

静岡県はじめ全国の自治体で本当にたくさんの文化施設があるわけですけれども、実は約半分くらいは特定の時期に造られています。それは 1990 年代の前半に集中しているのです。これよく私も大学の講義なんかで学生に「なんでこの時期なんだと思う」と聞くと、学生は「バブル経済でしょ」という風に答えるんですけれども、それは違うのです。バブル経済は定義にも寄りますけれど大体 1991 年位に終わっている。だからバブル経済後の話なんですね。これは今横山委員長より紹介いただいたとおり、バブル経済後の日米構造協議の中で、日本に対してアメリカに輸出して儲けるのではなくて日本は内需拡大できちんと経済自立をせよという強い要求をしてきたのです。その要求に対して、当時の日本は土建国家であったので、今もそうかもしれません、公共工事の拡大というものを第一に選んだということですね。

公共工事の拡大といつても国が直轄でやれることは限られますから地方自治体が工事をやりやすいように、地方債という地方自治体の借金をしやすい、仕組みの緩和を、当時の自治省が作つて自治体は様々な公共事業をやつたのです。結果として締めてみると何故か文化施設を造る自治体が非常に多かったのです。これはある意味幸いであったかなというふうに思います。国は別に文化施設を造れと言つたわけではないけれども、結果として文化施設が沢山できた。

ちなみに旧自治省の総務省が地域創造という文化振興のための財團をつくりますが、これはある意味で、罪滅ぼしだと思っています。旧自治省が独自に地方債を発行しやすい仕組みを作つて、全国に沢山文化施設が出来たんだけど、その後のお守りをどうするかというところの責任を感じて創つた財團が地域創造だと思うんです。

問題はですね、1990 年代前半に沢山造られたということで今はちょうど 30 年経つてゐ

んですね。30年というのは、皆さんのご自宅に引き戻して考えて頂くと分かるんですけど、大規模な修繕が必要になってくるタイミングです。主たる設備系、水回りや空調はかなり入れ替えが必要になってくることになります。追加の投資が必要になってくるので、政治的な判断が必要になってくるんです。せっかく今ある施設で多くの人々がそれを利用しており、そこにアーティストが活躍の場を見いだしていくという状況があるので、現状如何にそれを持続させるのかというところに注力する段階にきているだろうなと、私は思います。

なので1つだけを申し上げると、この36ページ目の計画的な修繕。その通りなんですがれども、より強調する意味で、例えば施設の長寿命化というような表現とかですね。何かこれをもっともっと長く我々は活用していくんだという意思が現れるような表現にしていただくとより良いかなと思います。

横山会長 ありがとうございました。それでは、今のようなご意見を受けましてどうでしょうか、鬼頭先生。

鬼頭委員 ただいまの太下委員のご説明非常によく理解出来ました。それに関連して私1つ、お願いというか強調していただきたい、施策の中に盛り込んで頂きたい部分があります。それは県立中央図書館の件です。ずっと気になっていたのですけれども、計画案の一番最後のところに県立中央図書館の話が出てまいりました。だから決して無視されているわけじゃないんだと安心しました。何を言いたいかというと、今県立中央図書館東静岡の駅前に設置する計画が進められているわけですが、入札が不調だったそうで、国から補助金が下りなくなって、規模を縮小し、完成も遅れると聞いています。

今、計画が頓挫しているんですが、逆にこの時期を利用して新しい機能について考え直すということも必要なんじゃないかなと思っております。

私が強調したいのは、行政文書、特に歴史的な文書の保存について、もっと考えていかなくちゃならないということです。私、実は静岡県史の編さん委員会のメンバーでありまして、一冊本を編集したときに、一番やっかいだったのは自由に史料を使うことが出来ない、ということだったんです。県の中に、今は静岡県公文書センターというものがございますけれども、行政文書についてはバラバラに保管されていて、1つは県庁内の本館と西館、もう一つが駿河総合庁舎、もう一つが葵区にある田町文庫というところ、という風に分散している。それぞれ資料によって保存期間が異なるわけですが、永久保存あるいは30年以上保存するが、いわゆる歴史的な公文書として保存されるんですけども、これがなかなか利用しにくい。1971年に国立公文書館が出来て、明治100年のすぐあとですけれども、それを契機に各地で県立あるいは市立の公文書館あるいは古文書館が設立された。これも1つの文化だと思います。しかし、静岡にはそれはなかった。その結果何が起きたかというと、近代の行政文書はかろうじて保存されていて、先程申し上げた公文書センターの中で特定歴史公文書として、明治初期以降のものが保管されているそうですけれども、それより前、江戸時代

以前のものについては特にまとまった保存とはなされていない。これは地域の文化を知る、あるいは歴史を知る、あるいはもっと積極的に防災に役立てるという意味でも大変勿体ない話だと思うんですよ。ですから新県立中央図書館には公文書館・古文書館としての機能を是非果たして頂きたいと思います。

県史編集の過程で調べてみると、インターネットオークションに江戸時代の史料が売りに出されていることが多々ありました。そういうことが起きないように、伝統芸能の存続ということとも相まって、地域の歴史を知るということも必要だろうと思います。是非計画の中で、進めていただきたい。これは教育の分野になるかもしれません、多分野との交流ということで、是非計画に加えていただきたい。

横山会長 ありがとうございました。この件に関して、西田委員の方からも、川根本町下さいぶん古文書を収集され整理もされておられます、一言仰っていただくのはいかがでしょう。高校生も巻き込んで、共同研究のかたちで膨大なことをなさっています。

西田委員 今のお話ですけれども静岡県は公文書館等々ありませんし、歴史博物館とか、そういういたものないので、やはり貴重な資料というものを今後どうやって残していくのかというのは非常に問題であると思っています。大量の古文書がございまして、それらをどうやって整理していくのかというところも積極的に考えなくてはいけないと思っています。

22ページのところに文化財の保存・魅力発信という項目があるんですけれども、そこでは県や国指定等文化財となっています。ここに未指定の文化財というのも入れて頂けると、それが先程のような古文書の調査ですか、あるいは保存管理・活用とといったところに繋がっていくのかなと思っています。魅力というのは指定されているもの以外にも沢山あるので、それは他の部分にも関連しているところかなという風に思っています。

横山会長 どうもありがとうございました。では、木下委員からも、どうぞ。

木下委員 ただ今の鬼頭委員のご発言はとても重要なポイントをついているように思います。図書館がなぜ基本計画中間案の最後についているのかというと、所管が図書館だけ違うからですね。先ほど、教育分野という表現がありました、ここで策定に向けて議論しているものは静岡県の文化振興基本計画なですから、図書館の問題を外してはいけない。しかし、私たちも、これまでの議論の外に置いてきたと思うのです。改めて考えますと、県立美術館は博物館法に基づいて生まれ、図書館は図書館法に基づいて生まれているわけです。図書館法は博物館法の1年前の制定、ともに社会教育法に基づいていますので、根っこは一緒だったですね。県立美術館は建設の準備段階では県立美術博物館となるはずでした。そうであれば、古文書の収集・保管を行なってきたかもしれない。開館直前に美術館となり、その後に所管が教育委員会から知事部局に移ったという経緯があります。本委員会の議論は

図書館問題を傍らに置きがちですが、やはり静岡県の文化政策を考えるのであれば、この問題は非常に重要なことを指摘しておきたいと思います。

横山会長 ありがとうございます。皆様今日はヒストリーコンシャスに、つまり、歴史意識を高めていただきたい進めたいと思います。どなたからでも、いかがでしょうか。はい、宮城委員。

宮城委員 21ページですね、文化財団がグランシップをはじめ、本県ゆかりのアーティストの起用という、これはその通りなんんですけど、ここに地域への関心を高めるとか、地域への愛着を高めるみたいなですね、発信も大事なんだけれども、同時に住んでいる人が静岡に興味を持つと、自分の居場所に興味を持つということも、同時に大事だと思います。今仰られたことと大いに関係あると思いますね。

横山会長 ありがとうございます。重要なご指摘ですね。特に最近は、あちこちから静岡県の教育機関に、学生としてやってきた人たちが、また外に出て行くのではなくて、とどまりたいという人もいるんですね。それはやはりその土地で何かを発見して、魅力を感じた人です。大切に考えたいと思います。遠山先生お手を挙げておられますか、どうかご発言を。

遠山委員 はい。ご指名ありがとうございます。3点申し上げたいと思いますけど、まず1点がですね、県の新しい目標というのが、知事が幸福度日本一の県にするということでございました。それで幸福度日本一を目指すにはやっぱり経済、健康のみならず、県民一人ひとりが心豊かに生きるということが実現される必要があるわけですが、そのためには文化芸術の果たす役割はもっと重要になってくるわけです。優れた文化芸術に触れると共に、自らも参加して生きがいを感じるということは幸福度の基盤と言えると思います。16ページはかなり書き込んで頂いておりますが、幸福度日本一という角度からもすごく大事だという観点、もしできればちょっと入れていただきたいというのが第1点でございます。

第2点は、このお作りいただいた表ですね。18ページですか。これはいろいろお知恵が詰まっていると思いますけれども、核となる具体的取り組みのところがですね、もう少し整理した方がいいのではないか。重点1の世界に輝く静岡の文化芸術という時に、1、2、3番目、4、5番目、食文化ぐらいまではいいのですが、県民主体の取り組みの活性化発信というのは、「重点施策2」の中に入れた方がいいのではないかと思いますし、そこも下の方の2点は、「文化に関わる専門的人材の育成と顕彰」というぐらいにして、この具体的取り組みの項目をですね、各重点施策ともにそれぞれ7つぐらいに絞って、七つ星にしていって、そしてそこに集約して、むしろインパクトのある発信をされるという、そういうテクニックも必要ではないかなと思います。その角度で言いまして、文化財の保存・魅力発信は、先ほどお話がありますので、その点は賛成でございますが、最近ですね、静岡県として

しづおか遺産というものを認定をしまして、県下に今年度まであわせて9箇所できるわけなんんですけど、日本遺産と並んでしづおか遺産というようなものは、地域の宝なんですね。地域が歴史的、伝統的に育んできた、そういうものに光を当てるという、大変いい仕事だと思います。そのことを、22ページにちょっと書き込んでいただきたいなと思います。22ページの文化財の保存、魅力発信のところに、そのことを書き込むのと、28ページの地域文化ネットワークの形成のところの下の方にも、しづおか遺産が書いてございますけど、もう少し力をいれてと言いますのは、9件認定をして、そして来年度はですね、しづおか遺産の意義というものをはっきりと県下にPRする、そういう仕事をされると聞いております。やっぱり静岡県は大きな県でございますから、地域地域にこのように基盤とするような宝があって、それらが輝くということが、静岡県の文化芸術の発展につながるというふうに思います。

それからもう1点はですね、32ページ、33ページのところに、子どもたちへの観賞機会の提供というのがございまして、その中にある程度書いてございますが、私の個人的な経験もそうですし、それから、中学校課長をやっていた時の荒れる中学校に本物のオーケストラに来て貰い演奏をしてもらったら、一気にその学校の子どもたちのその気持ちが変わり、感想文を見ました時に、やはり芸術文化に触れるということがいかに豊かな感性を持たせ得るかということを痛感しました。そのようなことから、例えば中学校時代に本物の芸術に触れる、本物の芸術の中には音楽あり、演劇あり、あるいは美術などがあるわけですから、そういうものを県下の中学校の生徒に総合的、計画的に、機会を与える、そういうふうなことを少し匂わせていただく表現にしていただけたらと思います。今回はそれだけにいたします。ありがとうございました。

横山会長 どうもありがとうございました。子どもたちという言葉が今回の資料のあちこちに出てきておりまして。具体的に今、遠山委員から仰っていただいたように、今回のまとめの1つの特徴でもあるかなと感じております。じつは、超老の話も出てきますけれども。これからは、老人と児童の組み合わせがうまく働くという社会が、めでたい社会なんですね。真ん中あたりの世代は、なんとなく雑用が大きすぎて（笑）、クリエイティブな労働ということもあります、また後ほど櫛野さんから・・・今、おっしゃいますか。

櫛野委員 超老芸術の話も含め、計画の基本目標である「ウェルビーイング社会の実現」と「イノベーション創出の好循環の形成」を、具体的な成果につなげるための提案をさせていただきたいと思います。

まず第1が、「重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり」の箇所のP29の【産業との連携】に関して、企業側のインセンティブ設計も必要では思っています。P26にも記載がありますが、静岡県文化財団が実施する「ふじのくに地域づくり創造賞」の中には企業部門という企業顕彰があり、この資源を最大限活用すべきです。太下委員

も関わっていた福井県文化振興プランがメセナの「評価指標」導入を検討しているのと同様に、施策 3 の「産業との連携」の具体的取組として、「静岡県文化財団が実施する『ふじのくに地域づくり創造賞』と連携し、企業における文化芸術活動を積極的に評価・顕彰するよう、同賞の機能強化を図ります」といった内容を追記すべきではないでしょうか。

第 2 に、福祉連携を施策の理念に位置づけ、その実効性を担保すべきです。同じく P27 の「重点施策 3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり」の「施策を進める上での考え方」の箇所に、「文化芸術の持つ力を医療や福祉の現場での活用に繋げるため、特に超高齢社会における『超老芸術』のブランド化を核とし、医療・福祉機関との連携体制の構築を戦略的に進める必要があります」という理念を明確に打ち出すべきです。この理念を強調することで、続く P29 からの具体的取組の「福祉との連携」が、県全体で取り組むべき戦略的な課題であることを裏付けることができます。

第 3 に、重点施策 4 「文化に触れる機会の充実」に含まれる P35 「双方向型手法の普及」の取組に関して、アーツカウンシルしづおかのことを記載していただいており、その重要性を深く認識していますが、施策の戦略的な整合性を高めるために、記載箇所の見直しを検討してはという提案です。こちらの記述を施策 5 「文化芸術を支える環境づくり」へ移動させ、担い手のマネジメント能力強化という施策 5 の機能に集中させるべきです。これにより、施策 4 は「アウトリーチ等の充実」の中で双方向性を実践し、施策 5 は AC しづおかを中心とした「ノウハウ提供と能力開発」という機能分担が明確になります。

第 4 に、DX 戦略の指標についてです。重点施策 4 のデジタルアーカイブに関する活動指標が「3 次元データが取得された県内文化財の件数」（累計 150 件）というインプットの計測に留まり、施策 3 の目標である「イノベーション創出」や、先ほども話題になりました施策 5 の課題である「施設運営の持続性」にどれだけ貢献したかという、アウトカムを測れていません。そこで、この DX 戦略の実効性を確保するため、指標体系に「利活用」の視点を導入していただくのが良いのではないかと感じました。以上になります。

横山会長 なるほど。いろいろ組み合わせ、あるいは置く場所によって、メッセージが非常にクリアになっていきますね。続きまして、西村委員どうでしょう。

西村委員 今日はヒストリーコンシャスということで、私が言うことは、ヒストリーを踏まえているのかどうかっていうところを悩みながら、ちょっと発言をためらってしました。岩本委員が手を挙げておられるので、岩本委員にしましょうか。

横山会長 では、ご遠方の岩本委員にまずお願いしましょう。

岩本委員 ありがとうございます。今、ちょっとすみません、上海におりまして、なんとか日本と交信を試みているところでございます。それでは、あらためまして、岩本と申します。

よろしくお願ひいたします。

私はですね、この重点施策3の「他分野との連携によるイノベーションの基盤づくり」というところに対して、ちょっとコメントをさせていただきたいなと思っております。

そこに対してですね、顧客および消費者の目線っていうのをもうちょっと取り入れたらどうかというご提案でございます。

これはですね、今、私は経済産業省にもお関わりを持っているんですけども、最近、農林水産省と連携をして、食文化輸出というチームが立ち上がったんですね。食輸出ではなくて、食文化を輸出をしていくという、あの事業体なんですけども、これは、どういうことかと申しますと、この顧客の目線、もしくは消費者の目線で、相関のある産業というのが共に活動していくことを求める、ということの前提としたものなんですね。

例えばお茶とシェフとか、魚と加工食品とかですね。静岡県で言うと、テックビートと文学賞みたいな話なのかもしれません。具体的にですね、多分野との連携という言葉がたくさん記載はされているものの、先日のお茶まつり等を見てもですね、やはりほぼ全てのスポンサーがやっぱりお茶業界から出ているということを考えると、まだまだこの具体的な連携って全然進んでないんじゃないかなというふうに思っております。

この顧客の目線から、例えば文学がもしかしたら相性がいい、そう考える。文章を読む時にお茶を横で飲むであるとか、もしかしたら文学賞のチームがお茶祭りにスポンサーする、もしくはお茶のチームが文学賞にスポンサーすることも、同時に起こりうる話なのかなというふうに思っております。

こういった具体的な例とか、消費者の目線での相関関係っていうのを見出していって、それをこの他分野との連携の中に盛り込んでいくっていうのは、すごくいいんじゃないかなというふうに思っています。マーケティングで言うと、クロスマーケティングって言われる言葉になってしまふと思うんですけども、クロスした他分野を共にマーケティングできるような体制作りをするということが求められるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

横山会長 なるほど。現代風の茶人の発言だと思って聞きました。ありがとうございます。つづいて西村委員、どうぞ。

西村委員 私も、櫛野委員、岩本委員に続きまして、重点施策3の多分野連携について意見を申し上げます。

まず、29ページに示されている「企業が文化芸術に期待するニーズを調査する」という方針は非常に良い取り組みだと感じました。調査指標については、櫛野委員のご提案も参考にしていただければと思います。

また、調査対象は県内企業だけではなく、県外企業も含めていただきたいと考えております。静岡の文化資源は、県外企業のイノベーションにもつながる可能性があり、県としての

外貨獲得にも寄与し得るためです。

さらに、多分野連携、とりわけ産業との連携については、国内外に向けての情報発信が重要です。日本語だけでなく英語、必要に応じて中国語、フランス語など、多言語で発信していただきたいと思います。文化を起点としたイノベーションについて、日本の事例は海外ではまだ十分に見えていませんので、積極的に発信していく価値があると考えております。

理由は、SPAC さんともお仕事させていただいている中で、演劇とビジネスについての事例ができてきているのに、その点を検索をしますと、シルクドソレイユや、アイルランドの国立劇場の事例は出くれど、日本の、SPAC の事例は英語の検索では出てこない。文化を積極的にビジネスでも活用している日本の事例をはじめ、静岡県の文化政策が英語でも中国語でも検索に引っかかるような多言語発信の戦略をとっていただきたい。

昨今、静岡県の財政予算が削られている話は、様々なところで耳にしますが、文化が産業にも寄与するところは、一律の予算削減とは別の形で、「未来産業につなげる文化予算」みたいな形で、つなげていただきたいと考えております。

続いて、重点施策 2 の共生社会についてです。静岡県は、日本の都道府県として初めてインターナショナルシティに加盟しています。この強みを文化政策の施策にもきちんと反映し、県全体として取り組んでいる姿勢を示していただければと思います。

最後に、重点施策 1 についてですが、「世界とのつながりを生み出す」という方針に加え、積極的に新しい価値を創出する姿勢も打ち出していくだけだと良いと考えております。施策の内容が積み上げ型に見える部分がありますので、また別の視点で、たとえば、海外で活躍する方など、第三者の視点から静岡の魅力を再評価する取り組みも取り入れていただければと思います。以上、ヒストリーコンシャス&フューチャーコンシャスの視点でお伝えさせていただきました。

横山会長 ありがとうございます。フューチャーもヒストリーの続きですからね。だんだんと熱くなってきましたね。榆木委員いかがでしょう。

榆木委員 こんにちは、榆木令子です。私は伝統文化について、話をさせていただきたいと思います。

重点施策 5 の中の文化芸術を支える環境づくりの中で、41 ページに『好循環を創出する地域文化ネットワークの形成、各地域の特色』という項目があります。47 ページ、私の住んでいる県中部地域を見ますと、様々な文化施設などがあります。

大井川流域、天竜川、藤枝市には小さい河川ですが瀬戸川があり、その流域に伝わる伝統文化を再発掘していくと、面白いものにつながるのではないかと思います。民俗学の視点から見て、興味深い伝統、風習がたくさん残されています。地域に継承されてきた貴重な文化遺産は、過疎化により失われつつありますが、それらをいかに継承して残していくかということは大切です。

アーツカウンシルさんの実施しているマイクロアートワーケーションなどで他府県から県内に1週間程度滞在するアーティストや、アーティスト・イン・レジデンスプログラムで滞在制作する海外のアーティストは、必ずといっていいほど、伝統文化や地域の風習に興味を持たれます。地域の文化資源である伝統文化や風習と、アートの活動や、レジデンスプログラムが自然な形でつながっていくと、東西の東海道ラインだけではなく、南北の河川を文化の道として捉え、新たなルートが見え、面白いのではないか。

例えば、大井川の上流、川根本町には、2022年にユネスコ無形文化遺産に登録された徳山の『鹿ん舞』という盆踊りが継承されています。中学生の男子が鹿のお面をつけ、鹿のように飛び跳ねながら、集落から浅間神社まで踊る、素晴らしい伝統芸能が残っています。

大井川流域には、地域の伝統文化、風習の他にも、『無人駅の芸術祭』があり、大井川鐵道の無人駅を拠点とし、クロスメディア島田が主宰する芸術祭が継続しています。川があり、その近くに大井川鐵道が通り、駅ができたわけですから、その周囲に伝統文化があり、新たに現代アートの芸術祭が生まれ、それが駿河湾に繋がっている流れは面白い動きになってきていると思います。

『無人駅の芸術祭』主催者が当初大井川を意識して、プログラムを始められたかどうかは、私はわかりませんが、自然に繋がり、広がってきた動きと捉えても面白いと思います。各市町村にイラスト入りのユニークな観光マップがありますが、地域の個性を活かし、更に県内でひとまとめにして、発信できるとよいのではないか。

県西部ですと、天竜川上流の地域は長野県に繋がっていますし、流域には様々なお祭りや民俗芸能が伝えられてきました。私の住む藤枝市の瀬戸川上流、蔵田地区に高根白山神社があります。10月にお神楽があり、若い世代に継承されています。各エリアにその地域だからこそ伝わったもの、保存・継承されているものがあり、それらの文化財をリサーチし、保護をしていく事が大切です。

静岡県にゆかりのある民俗学者で、野本寛一さんがいらっしゃいます。現在は奈良市在住ですが、私の高校時代の恩師です。もう一人、藤枝市に八木洋行さんという方がいらっしゃいます。このお2人は共に県内のフィールドワークを多くされていて、静岡の民俗学の生き字引みたいな方達です。このような方達にアドバイスをいただき、アートの視点からフィールドワークをし、県内の伝統文化について再発掘していくのは面白いのではないかと思います。県の文化財保護としては別の管轄で活動されていると思いますが、地域文化の観点から県を活性化させていくという事で、最初に横山委員長がおっしゃった、「文化を中心人に暮らしがある。」というところにつながっていくと思います。

横山会長 ありがとうございます。今まで、教育委員会はじめ、いろいろな管轄があって、新しく文化という次元で見直すというのは、これから動きとしても重要なかなと思います。私の居る大学でもこの10年ほど、天竜水系を随分勉強させてもらいに入っていますが、ようやく無形民俗文化財保護団体の連絡会というのが同意してくださって、我々の大学の

中でも、それまでいわば門外不出の神面とかも出してもらったり、実際に演じてもらうことも始まっています。そうすると、そこでは見せる方も見る方も、やはり変わっていく。語らっている創造ということが、そのような、場を移しての試みからも湧いてくるという感じがありますね。

(休憩)

横山会長 では続きまして、佐藤委員よろしくお願ひします。

佐藤委員 佐藤でございます。まず、第5期の計画と見比べたときに、前回は各重点施策において、それぞれに「現状と課題」が書き込まれていたようですけれども、そちらが今回、14～15ページあたりにまとめられているのかなとお見受けしております。そうであれば、この「現状と課題」というところに、もう少し厚みを持たせていただけるといいのかなと思いました。

私自身は、この15ページの「双方向性の重視」という項目に大変興味を持っておりまして、前回の素案の時よりも、より良い文章になっているように拝見をしております。ここにあります一つめのポチで、「アーティストや参加者が主体的に関わり合い、対話や協働を通じて互いに影響を与え合うプログラムを創出する」というふうに書かれておりまして、これをまず第一点目として、次に、そういった現場での当事者間のやり取りに加えまして、そこへ持っていく準備とか、環境整備のプロセスといったものも大事なのかなと思っております。

それを担うのが、コーディネーターでありますとか、コーディネーター機能といったものになるのかなと考えておりますし、さらに言えば、関係主体間の連携ということで、もう少し大きな意味で、行政から住民へといった一方向ではない双方向のやり取りということも期待できるのかなと思っているところであります。

1つの例ですけれども、先日、私はSPACさんのインクルーシブシアター、「ちかくにあるとおく」という演目を拝見させていただきまして、本当に素晴らしいですね。ベイビー向けと、それからバリアフリー公演というものが行われておりまして、開演前から役者の皆さんと子どもたちと対話をされていました。その演目の演出、構成、美術、音楽といったいろいろな面がまさに双方向のもので、手話や音声ガイドなどもついているという大変丁寧な作り込みが行われたようでございました。一方で、今回の公演につきましては、東静岡にあるSPACさんの劇場のロビーで行われたということで、おそらく見に来たくてもこれなかった方も県内にはいらっしゃるのではないかなと思います。

そうしたときに、前回の審議会でも御指摘がございましたけれども、市町のホールの活用といったことも課題であると指摘されているなかで、少し大きなお話ではありますけれども、そういったホールの活用と、こういった演目というものの提供が結びつくことがあれば

すごく幸せなんじやないかなと個人的には思いました。

他県の事例ではございますけれども、小さなミニオペラを県立館の方で制作をして、それを市町のホールなどに巡回して公演するという取組の例もございまして、なにかそういう県域の市町のニーズと県の取組というものが結びつくようなことがあればいいなと思っているところであります。

それから、個別のことになりますけれども、一つは17ページの上の「企業活動の要である・・」というところから、「・・文化芸術を捉えていくことが必要です」という段落なんですけれども、2行目の「クリエイティビティが必須であり」以前のところと、「文化芸術が社会と人生の根幹に深く関わること」以降のところの文章の結びつきがもう少し工夫できるのかなというふうに拝見したところです。御提案としては、例えば「文化芸術が社会と人生の」、以降の「・・捉えていくことが必要です」と言うこの部分は、16ページの「文化が起点となり、イノベーションを創出するとは」と言うタイトルのすぐ下の1行目のところに持ってくるというのも1案かなと考えました。

少し先に進みますが、21ページの施策1の「国際コンクールの開催」というところでございます。ここで、静岡国際オペラコンクールや浜松国際ピアノコンクールを挙げて、そしてそれが文化芸術を核とした地域の賑わいを創出し、魅力を発信すると書いていただいているんですけれども、これらのコンクールのインパクトとして、世界中からコンテストが集まってくるということもあり、ということは、世界にこういったコンクールがあるということが発信されているということかと思います。一方で地域、すなわち浜松などに、ホストファミリーとして迎えるとか、あるいはボランティアの方々がコンクールの運営に関わるといった、そういう連携があるからこそこのコンクールが毎回素晴らしい行われていることもありますので、ここでは世界への発信や地域との連携というものがあって、文化芸術を核とした地域の賑わいにつながっていくという、そう言った書きぶりにしていただけだと、いろいろなことが含まれてくるのかなと考えております

それから、31ページの重点施策4ですけれども、施策の目的の書き出しの「平均寿命が延びる中・・」というところなんですけれども、「生涯にわたり・・」という文章につながっていくところで、これもありかなと思いつつ、この施策4全体の中には、子どもや障害をお持ちの方など様々な方が対象として含まれているかと思いますので、全ての県民にとって、あるいはあらゆる人にとって、文化芸術に触れる機会というのが大事だという風に読み取れるような文章になると良いのかなと思っております。

そして、34ページですけれども、「アウトリーチ等の充実」のところの1ポツめです。読み方にもよると思いますけれども、施策として出前公演を提供するということで機会が完結してほしくはないなと私自身は希望として持っておりまして、子どもにとって一回きりではなくて、これが今後生涯を通じた文化芸術のふれあいの一つのきっかけになってほしいという願いを込めまして、例えば、「県は、県内の子どもたちに、生涯にわたり多様な文化芸術に触れるきっかけとなるよう、楽しさや魅力を実感する体験を提供するため・・」と

いうかたちで、これをきっかけとしてこれからも触れていくてほしいというような少し将来への展望みたいなものが意味として含まれるといいかなと思っております。また、出前公演という文言に関しましても、学校へ出向いて公演を行いますと言うような書きぶりでも良いのかなと思っております。

そして隣の 35 ページの「双方型手法の普及」というところでございます。こちら先ほど櫛野委員からも御指摘があった部分なのですけれども、私自身の意見といたしましては、この部分はアーツカウンシルしづおかさんが一手に担うということではなくて、県としても、こういった子ども達あるいは様々な方が文化芸術に触れる機会を充実させていく上で、情報発信やニーズの把握、それから機会確保に向けた支援といったようなところで様々なご支援をいただけたらいいなというところで、先ほど申し上げましたこととも関わるのですけれども、ニーズと機会がマッチングするような形でおすすめいただけるようなことを盛り込んでいただけると、大変ありがたいと思っております。

それから、36 ページの施策 5 の関連で、「県文化施設の運営方法の検討」というところでございます。ここで「文化政策の総合化、企画・発信力の強化、効率化等の側面から・・・」という風に挙げていただいているのですが、もし可能であればここに職員の方の育成・確保といったような文言を入れていただきたく思っております。それぞれの施設においては、そこで活躍されている職員の方がおられ、そういった方々の中長期的な育成や確保も大きな課題かなと感じているところであります。

最後に 48 ページになりますが、榆木委員のお話とも少し関連しますが、西部地域に伝わる文化といたしまして、浜松の北部の方を中心に民俗芸能が盛んなところとなっています。ただ、国や市の指定を受けた民俗芸能であっても存続の危機にある芸能もあるというところで、今、本学でも「懐山のおくない」という展示が行われているところですけれども、そういう西部地域の民俗芸能等々の伝承ということについてもここで触れていただくとありがたいと思っております。長くなつて申し訳ありません。以上です。

横山会長 どうもありがとうございました。文化政策の方針として、アイデアの提示にとどまらず、リーダーシップのあり方や、編集能力の重さについてのご指摘もありました。多分佐藤さんのお話でたびたび触れられているのは、コーディネーターの役割をどのように考え、人を育てるかが大事だという指摘だけにとどまらずにもう 1 歩踏み込めばということでしょう。両方の間に入る人というのは情報も豊かにたまつていくのですけれども、中に立つ人が目立つてしまうとダメになつて、どこかで身を軽くする作法もいります。

前書きのほうにあったのかな。アーツカウンシルしづおかが令和 3 年度に県内企業と実施したパイロット事業で企業とアーティストの連携による成果を上げるために、企業側とアーティスト側それぞれに立つ通訳が 2 人必要であったということですが、これも面白いなと思いました。通訳という言葉の使い方も含めて。こういうことができる人を育てるということについては、櫛野さんはいろいろな経験を既にお持ちではないでしょうか。

櫛野委員 おっしゃるとおり、双方の翻訳者が必要だらうと考えています。例えばP14に、県内のアーティストを調査したところ、「文化芸術と多分野をつなげるコーディネーターがない」というのが約半数上がってきておりますので、やはり私たちアーツカウンシルしづおかをはじめ、こうしたコーディネーター人材の育成というのには大いに必要だらうと感じています。

横山会長 ありがとうございます。ではフルーティストの古川委員。

古川委員 古川です。よろしくお願ひいたします。今のことに関連しまして、多分野連携またはアーティストの起用あたりについて私から意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

書類のページごとに御指摘させていただこうかと思うんですけども、まずは21ページ、先ほど他の委員の方からもご発言がありましたところですが、前回の私の発言を踏まえて多分書き方を変えてくださっている部分もあるかと思うんですけども、まず本県ゆかりのアーティストの起用につきまして、私の前回の発言が余りうまく伝わっていなかつたら申し訳ないですけれども、確かに本県ゆかりのアーティストは活用してほしいなどは思うんですが、そこには必ず質の担保が必要であって誰でもいいとか何でもいいとかではもちろん無くて、その事業に見合った質がちゃんと担保できるかというところはすごくシビアに考えてほしいなと思うんですね。どちらかというとトップダウンとして起用するよりかはボトムアップで中からアーティストの活動が可視化された上で、そこによって起用が生まれていくというかつながらが生まれていくという形が健全というか、るべき自然な姿なんじゃないかなって思います。ですので、人的な文化資産として本県ゆかりのアーティストを大事にしているというような書き方がここに加わっていけるといいのかなと思いました。

次に国際コンクールの開催ですけれども、ここも佐藤委員から御指摘ありましたように、前回の私の発言としては国際コンクールの開催というのが必ずしも地元若手アーティストを育てることにはつながらないと言うところを発言させていただいたのですけれども、今その点を地域の賑わいを創出しと言う形に変更していただいているのですが、私としてはそれプラス世界的なアーティストが浜松の地にやってくる、そして浜松の地域住民はその文化にその世界的な演奏音楽に触れるという、そこがやはり一番魅力であると言うところだと思うんです。豊かな文化芸術の還元というのが地域住民にもたらされると言うところの視点を是非こここのところに入れていただきたく、賑わいと言うと一過性のものになってしまないので、それが長いスパンで個々の内面で醸成されていくというところも大事なんじゃないかなと思っています。

そして同じページ超老芸術のブランド化は是非進めていただきたく、音楽の面から言

いますと、音楽とか身体芸術をやってる方達のことも、ぜひこれは取り上げていっていただきたいなと思っています。

次に 23 ページなんすけれども、一つちょっと分からぬところが施策の目的の中で、県民と国内外のアーティスト等との交流を促進することにより、地域資源の発掘や魅力の再認識、誇りの醸成を促し、のここ二文があまり直接的につながっていないような気がするんですけども、アーティストとの交流がその先のことにどういう風につながるのかっていうところをもう少し具体的に書かれるといいんじゃないかなと思いました。

そしてその先ですけれども、これは次の 24 ページとか 25 ページに関わってくるんですけども、3 つめのところ、アーティストが地域に滞在し、地域住民との交流や一緒に創作活動を行う様子等を発信することで新たなアーティストを呼び込むと書かれておりますけれども、はたして、このことは本当に新たなアーティストを呼び込む材料となるのか、一番大きな材料となっているのかなというところが検討の余地があるんじゃないかなと思います。先ほど櫛野委員からもありましたようにアーツカウンシルが行いましたアンケートの中に自分自身の創作活動に打ち込める場所の確保だったりとか、作品発表、公演等の文化芸術活動に対する仕事の依頼や作品の販路がないとかそういうことに対してアーティスト自身が県内で活動を続けていく上で感じている課題として上がってきてるんですね。そして一番パーセンテージが高いものが文化芸術活動のための資金の確保が難しい、これが 57% ありますて、このあたりがもう少し支援が入っていく方がむしろ県外からアーティストを呼び込めるんじゃないかなという風には感じています。

そしてそこに関連して次の 24 ページですけれども、住民主体のアートプロジェクトの推進で、県民主体の創造的な活動を支援しますというところにも、県内に住むアーティストも県民であり納税者でありますので、県内のアーティストの創造的な活動に関しても、支援に入っていただく方がいいんじゃないかなと思っております。次の 25 ページアーツカウンシルしづおかのアーティスト・イン・レジデンスの取組のところなんすけれども、ここもアーティスト同士が、違う分野のアーティスト例えば美術と音楽とか、演劇と音楽とか、そういった違う分野のアーティスト同士が連携する機会、コラボレーションする機会というのがある、可視化できる、支援していただけるというような形があるといいかなというように思ってます。アーツカウンシルのなかではいまマイクロアートワーケーションというすごく素晴らしい事業をやっておられまして、そこで、アーティスト同士がつながるとか、アーティストと地域がつながると言うその契機にはすごくなっているという風に感じます。ただ、つながった後でじやあなにか場を借りてクリエーションをしたいです、アーティスト同士で連携して何かやってみたいですというときに、特にコロナ後の県内においてそういった場があるか、アーティスト自身がそれをするリソースや体力があるかというと、それが今かなりないというのが現状です。資源として。ですので、ここのアーティスト同士の連携というところの、アーカツカウンシルの中での例えば助成の事業だったりとかそういうものがもっとあるといいのかなという風に思っていて、現在アーツカウンシルの助成はアート活

動に従事していない人が申請できる設計になっていますので、アーツカウンシル東京とかほかの自治体の支援状況とはちょっと違う形に今なっていますので、まず多分野連携といったアーティストと違う分野、企業だったり地域だったりと連携するという前に、まずはアーティスト同士の連携という形が整えられていく方が、結果的に地域と連携する、企業と連携するというときにすごく幸せな連携の形になるんじゃないかなと思っていて、なぜなら前回鈴木委員が仰ったようにやはりアーティストって社会的にもまれていない立場なので、いきなり地域連携でアーティストが出てきますとなると、不幸せな結果になってしまることが多いんですよね。なので、まずはアーティスト同士の自由なクリエーションの中でお互いもまれていって、その経験から他ジャンルのクリエーションへの理解とアートマネジメントのスキルを獲得していって、というステップが必要かなという風にも思っています。

そういうところで、中間案の全般にわたりまして多文化共生とか多分野連携に重きを置いていただいているけれどもアートの分野の内部での多文化共生も含めて、多様な文化芸術分野の共存とか支援とかそういったところも反映させていただけるといいのかなという風に思いました。長くなりました。以上です。

横山会長 どうもありがとうございました。なかなか現場を想像するかぎり、相性という言葉があるように、誰でもくっつけたらなんとかなるということではありませんからね。

櫛野委員 誤解のないよう補足させていただきますと、アーツカウンシルしづおかの助成事業「文化芸術による地域振興プログラム」では、アーティスト同士が連携して事業を実施する場合もあります。例えば、ヒカシューの巻上公一さんなどはアーティスト同士が連携して、「熱海未来音楽祭」を継続開催しています。

横山会長 鈴木委員、お待ちかねで、すみません。いかがでしょうか。

鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いします。高校まで静岡県浜松市にいたんですけども、運動に熱心すぎて文化的な知識に关心が及ばなかったと言うんですかね、文字で地域のことを自分から知ろうという興味がまったく無かったんですね。ただやっぱり、祖父母や親戚など、身近にいる人たちが昔から天竜川のすぐ近くに住んでいましたので、洪水で家が流されたという話を聞いて育ちました。僕たち孫にその体験を何度も何度も話すわけですよね。なので、実際に洪水を何度も経験したのか分からなくなってきて。あの時の洪水ではタンスが流された、別の洪水では家も流されて本当にひどかったとか、そういう苦労話が目に見えない映像とともに僕の中にたくさん蓄えられていきました。その川が一体どこから来たのかということも当時はやっぱり視野が狭すぎて分かっていませんでした。でもだんだん他県から来ていることが分かってきて、水源は諏訪湖ということも。でも作家になって空気中の水に着目する作品を制作したこと、そもそも諏訪湖も川の水の「はじまり」ではない

と。そう感じたのはだいぶ後のことだったんですよね。ダムや堤防を作った歴史ですとか、地元のことを東京で知り会った人や、むしろ周辺にいた外の人たちが僕に教えてくれて、僕自身にとって特別な場所だったんだと気付きました。掛塚橋という鉄橋が天竜川に架かっているんですけども、もともとは低い木の橋で、僕の実家はその橋の袂で酒屋や宿をしていましたらしいです。その敷地には、旧掛塚橋跡地と記す石碑があるのですが、子どもの頃はそれをまじまじと見たことも触ったことも無かったんですね。今になって関心を持ちはじめました。数年前に武蔵野美術大学で浜松出身の民俗学の先生と知り合って、身近なものを記録することのむずかしさと奥深さを知りました。浜松市で過ごした頃に感じ取った地域の文化が40代でようやく自分の中に入ってきました。以前から木下先生とお会いする機会もあったんですけども、今回、このような機会に同席させていただき、個人個人に特別な出会いのタイミングがあると思うと、県民をはじめ多くの人に、どのように地域の文化に生涯を通じて出会ってもらえたらしいのか。文化政策を個別の問題として捉えると本当に難しいことでもあると、話しながら感じました。

アーティストというのはよく分からぬ存在で、社会性がないと思われそうですが、むしろものすごく社会性を感じる立場であると思っておりまして、矛盾するようですが、個として社会性を探しているんですね。社会性をあらかじめインストールできて、それを適用できる人はもちろん素晴らしいと思うんです。でもそれがなぜかうまくいかない場合、やはりその分、何かをつくる必要がうまれ、その結果、見えてくることや気が付くことがあるわけです。例えば、僕は車の免許を持ってはいるんですけども、なぜか運転ができずペーパードライバーなんですね。そうすると地域の芸術祭に参加する場合には、有難いことに必ずドライバーをつけてもらえるんです。そのおかげで地域のことをドライバーの方が僕のために教えてくれるんです。贅沢ですよね。ドライバーのような距離感で、地域のことを伝えてくれる。できれば微粒子的な感じで配置できるといいのかもしれません。タクシーの中で、独り言のようにつぶやいたりしたらしいかも知れませんけど。展覧会でも作品を観ながら知り合いに面白いことをつぶやく人がいると思うのですが、さりげない言葉は周りの人にも響くのかなと思います。このような視点は、今回の文化政策の項目の中でどこに適用されるのでしょうか。

横山会長 書きぶり、工夫のしようがあると思いますよ。面白いお話ですね。

鈴木委員 さっき古川さんがおっしゃっていたことは、僕も言ってみたかったことなんですね本当に。文化政策審議会に参加することになって、専門がない僕に話せることはないから心配だと知人に話したところ、作家として自分が困っていることを話せばいいんじゃないかと言われたんですよね。

最近、とある場所にある観光客が非常に多い美術館でのプロジェクトに関わっているんですけど、学芸員の方の悩みというのが僕にとって思いがけなくて。観光客が押し寄せるこ

とで、展覧会を地域の人たちに向けてつくることが難しいと。公共空間であるはずの美術館が、地域の人たちからその場所を奪ってしまっているのではないかと。展覧会に向けて打ち合わせをしているんですけど、会場に行くと大行列で鑑賞が成立しない程で、酔っ払いも来るようで、でも入場制限も簡単にはできないんですね。通常、美術館では幅広い年齢層を引き込む工夫を求められる一方で、そういった現実もあると知り、どうしたらしいのかなと一緒に悩みはじめてしまったんです。

それでちょっと話が脱線してしまったんですけど、ある地域の方で、もう10年以上前から関わっている人がいて、たまに連絡をくれるんです。あるとき、僕が作品の置き場所に困っているという情報が知り合いから伝わったみたいで、神奈川県の実家に置けますという連絡を突然いただいて。たまに作品の置き場所に協力したいと言つてくださる方がいるんです。もちろん置かせていただきたいのですが、きっと近い将来、困るんじゃないかと思うんですよね。「作品」といっても、よくわからないオブジェクトが、いつまで置かれるかわからない。こちらが遠慮してしまい、問題はなかなか解決しません。《ファスナーの船》という作品（瀬戸内や浜名湖、隅田川を走ったものは本物の船）の足漕ぎボートのタイプを持ってるんですが、石巻での芸術祭の後、置き場所に困り、その際に預かりますよって声をかけてもらい、まだ預かっていただいてるんですけど。それによつて、僕の「体」の一部がずっと石巻にあるような感覚なんですね。とても助かるけど、場所を取つて申し訳ないなつてずっと気になっていて…。でも、関係が続いていて、美大の学生を連れて訪ねたりしたこともあります。そういうことがアートの周辺には自然発生し、実はそんなことが人と地域を繋げているのかなとも思つています。

横山会長 今オンラインのスクリーンを見ておりますと、岩本さんが大きく頷いてられる時が時々あったんですけど、一言上海からありますか。

岩本委員 はい、そうですね。私もある、茶道家として活動しておりますので、あの、当事者としてっていうことの、この。感覚っていうのはよくわかっていて、かつ当事者のこの発言っていうのは、それがその行政機関と話す機会が大変少ないので、あの、こういった機会でこう発言の機会をいただけるっていうのは大変嬉しいなというふうに思つております。ちょっと僕、途中だいぶ電波が途切れ途切れになつてしまつて、ちょっと主題が・・・

横山会長 今の鈴木委員のご発言で触発された部分があれば、一言おっしゃつてください。

岩本委員 ありがとうございます。そうですね。ちょっと後に。

澤田委員 鈴木さん、貴重なお話ありがとうございました。ヒントに満ちたお話で、アートとはそういうものだと思います。結局必要か必要じゃないかと言つたら、必要ないと言われ

てしまうかもしれません、でもそこで作る人がいて、そこに作品が存在することで何かを感じる人がいることに意味があるので、まったくそれはそれでよいと思います。興味深いお話しでした。

鈴木委員 必要がありますかね。よく役に立たないものばかり作っていると言われます。誤解されているのか、呆れられているのかわからないのですが、僕自身は面白いだけではなく、いつか役に立つというか、なにか意味があるかもしれないと思ってつくっていて。しかも自分にとってはないと困るくらいのものなんです。

むしろ意味のないものは作れないということが人間にとて切実なテーマだと思ってるんですよね。だから、なんでこの人こんなもの作ってるんだろうって思った時は、じゃあそう思った自分はどうなんだろうって。僕らはお互い、僕も他のアーティストを見て、なんでこの人こんなの作ってるんだろうと最初は思うわけですね。一般社会をベースに「社会」という言葉を捉えようとしても、よくわからなくなってしまうばかりです。

澤田委員 でも、そこから対話が生まれ、コミュニケーションが生まれて、自分を見つめるということにもなるということだと思います。そういうきっかけを作ってくれるのがアートであり、芸術だと思います。

それで短くこの部分の感想を言いますと細かいところは省略しますが、この視点で一番大事なのは、文化芸術を支える環境づくりというところで、ベースとなるものだと思います。最初に鬼頭さんがお話になられた図書館などで、過去の歴史をきちんと残しておくということがやはりベースにあるべきだと思うので、そのあたりのところもとても重要で、5番目になりますが非常に大事だと思います。これは順番に関わらず大事だと思います。

あともう一点思ったのは、デジタルアーカイブや、デジタルの画像などに触れられていますが、そういうものもすごく大事ですけども、それは入口であって、その後に本物を見たり、どこにつながるものなのかが重要だと思います。知識で終わるのも大事ですけど、入口でしかないと思います。

なので、例えばアウトリーチという言葉が一般化しすぎてしまって、当たり前のように思っているのですが、私は子供の頃そして高校生であっても、実際のものに触れるということはすごく大事なことだと思います。それは高齢者であっても同じだと思います。

なので、特に若い方たちにはそういうものに触れてもらい、これは一体誰が作ったのかとか、よくわからないけど、などと話し合う機会を持ち、こうでなくてはいけないということではなくて、自分で考えて物事を組み立てていくというような人材を育てることがすごく大事だと思います。

それからもう一つ、アートマネジメントとか間に立つ人材が必要ということなのですが、それはどういうふうに育つかというと、例えば学芸員をやった方とか、アートをやっていたけれどその過程で自分はそれを助ける仕事をしたいというような方が間に立つ人材に育つ

ていくことがよいのではないかと思います。最初からアートマネジメントとか学問だけではやっていけることなのかなと思うのです。それぞれのキャリアデザインみたいな、いろいろな方法があるということを示して行く形がいいのではないかと個人的には思っております。長くなりすみません。ありがとうございました。

横山会長 なるほど。では宮城委員よろしくお願ひします。

宮城委員 これは最初に前振りですけども、鈴木さんがおっしゃったこと、まさにここに関して、芸術っていうのは、問い合わせを立てる力を育むものだっていうことと関係あると思うんですね。なんでこの人はこんなものを作ってるんだろうとかね。これは日比野さんがよく言つてゐるけど、なんで私はこの作品が好きなんだろうとか思つていう、その問い合わせが出てくるところがね、芸術の力じゃないか。

それでまあ僕は大したことは言わないと申し上げたんですけど、本当になんて言つたらいいんだろう。この場で申し上げるのも幼稚な発言になっちゃうかも知れませんけども、今ですね、例えば 640 億円の歳入不足があるとかいうことになると、どこの予算も 2 割ぐらいは最低減らさなきやいけないみたいな話になる。で、例えば 30 億の文化予算だと、6 億減らせっていうことになるかと思うんですけど、2 割ですね。

ただ僕思うんですけどね、何もかもが同じくらいの物差しで動いてるんだったら、つまり 3 年とか 5 年とかっていう単位で進むものばかりならば、一旦ここは全部軒並み 2 割減らそうとか、そういう考え方が出てくるのもわかるんだけれども。文化芸術って 3 年とか 5 年で結果出るものではないじゃないですか。というか、なんで文化予算を投入するのか、みんなが出した税金を文化に投入するのかって考えると、20 年ぐらい先にこの土地が良くなつてゐるだろう、この地域が良くなつてゐるだろう、それぐらいの物差して考えているものが、ちょっと今、来年歳入不足だからさ、みんなと一緒に 2 割以上減らしてほしいんだよっていうのもどうなんだろう。

その一方で文化芸術っていうのは、20 年ぐらい先のことを考えながらやるけれども、植物と同じで一度枯れてしまうと、そのあともう一度復活するのにすごい時間かかるじゃないですか。コンスタントに水をやって育てているものを、急に「水を 2 割減らそう」なんてことしたら枯れてしまいますよね。額で見ても例えば 640 億円歳入が足りない中で、30 億の 2 割の 6 億っていうのはどれぐらいの効果があるのかということを考えても、もうちょっと長い目で見て、恒常的、常についている方の恒常ですね。恒常的な支出としてこの静岡という地域に肥料をちょっとずつまいていくというか、水をちょっとずつまいていくというか、そういう活動なんだって考えた方が、活動というか育成というか投資というか、考えた方がいいんじゃないかな。

そういうふうに見た時に、この基本計画もそういう種類の力強さみたいなののが、なんかもっとドーンと出てきたらいいのになとか思つちゃうんです。このウェルビーイング社会の

実現、あるいはイノベーションを創出する好循環というのはもっともなんです。もっともなんですけど。なんとなくですね、この全体を見ると、お金、文化遺産や文化に対しての投資、ないならないなりに自分たちでやろうよみたいな、そんな風にも読めるんですよね、ないならないなりに小さくやろうみたいな。でもそういうことじゃないんじやないかと。文化っていうのは、これから日本にとって、あるいはこれからの静岡にとって、一番大事な投資で、一番伸びしろのある投資なんじやないかな。これから日本が衰退していくという前提でどうやって小さくなつていこうかって方向で考えるんじやなくて、みんながもっと幸せになつていくんだよ、じやあどうやつたらもっと幸せになるんだろうって考えるなら、その時には、文化芸術ぐらいしかないんじやないかぐらいに僕は思っちゃうんですよね。

それぐらい一番重要な投資先かなと思う時に、そのことがドーンと、伸びしろがある、一番投資効果があるっていうことが、ここに何かですね、滲み出るような。特にこの紙（施策体系図）ですね、この紙を見たときに、そういう力強さが出てほしいなとか思いました。あと細かい話で言うと、やっぱりこの紙の中に「アーツカウンシルしずおか」って言葉が書かれていないのはちょっと残念だなと思いました。超老芸術のブランド化という一つは書いてあるんだけど、アーツカウンシルしずおかがあるんだぞっていうのも、静岡にとって大事だという気持ちでした。以上です。

横山会長 たしかに。木下さんもさらになにか。

木下委員 私はある意味宮城委員と同じような立場で、県の外側の人間でもあり、県立美術館館長としては内側の人間でもあります。5年間の計画をあれこれ考える際に、内側に入ったり、外側に出たりしながら、基本計画案に向き合っている感じがするんですよね。

18ページのA3の紙を見ながら、簡単にお話ししたいと思うのですが、これまでに議論を重ねてきて、方向性としてはこれでいいだろうと思います。

重点施策1から5までを見ると、順番を入れ替えたはずですが、2から5までの重点施策は、まず2が県民あるいは個人、3は企業も含めた集団組織、4は施設だとか機関、5は制度と財政的基盤という組み立てになっているのだろうと思います。その中でやはり1が問題です。表現がまだ漠然としている、というか、座りが良くないと思うのです。例えば、先ほど西村委員も指摘されたところなのですが、目的・狙いで「世界とのつながりを生み出します」とある。つながりを生み出すところで留まっている。ここは重点政策の1なのですから、目的・狙いをもう一度きちんと定めましょう。明らかに、これが優先順位では一番上ですね。これから5年間をみんなでなんとかしのぎましょうという話じやないのですから。宮城さんがおっしゃったように、文化こそウェルビーイング社会を実現させるために最も重要なものであることを示すような、大きくて明確な目標を立てるべきではないかと思います。

先ほどの西村委員が「攻めの姿勢」とおっしゃったことはその通りです。一方で内部の人

間からすると、「守りの姿勢」についても考えざるを得ない。これまでの静岡県の文化政策と文化行政をいつから考えるのかという問題があります。美術館は誕生して来年が40年ですね。美術館に限らず、いろいろなところで蓄積してきたものがある。これを生かさないといけないという思いが強くあります。もちろん「攻撃が最大の防御である」という言い方もできるので、果敢に攻めるべきだと思うのですが、我々がすでに持っているもの（美術館でいえばコレクション）を活かす、活用することを忘れてはいけないなと思います。

また、多言語での発信が先ほど出ましたが、これなどは完全に重点施策とすべきです。そもそも施策の優先順位をどう考えるのかという問題が議論されていません。これこそ最上位においてやるべきだと思います。昨日も美術館で、次の展覧会の外国語表記をどうするのかという話をしたばかりなのですが、個別の判断で行うのではなく、県の文化政策として多言語発信を決めるべきでしょう。この方針は最上位に置いていいのではないかと思います。国立文化財機構が、安倍政権の時だったと思いますが、多言語化に舵を切りました。すべての解説が、日本語、英語、中国語、韓国語でなされています。その代わりに、それなりの予算措置が必要になってきます。つまり、優先順位の問題を念頭に置きながらまとめていくべきだと思います。

それからあと一点で終わらせたいと思いますが、例えば重点施策1の具体的な取り組みの中に、「県、文化施設等における創造的な企画、活動」がありますね。これは、私にとっては美術館を意味しますが、21ページの上から4行目に「県立美術館は令和8年度に開館40周年の節目を迎えます。引き続きコレクションを活用した企画性の高い展覧会を開催し、良質な鑑賞体験を提供します」と書かれています。たった2行ですが、これは本当にそのとおりです。これまでにもやってきたし、これからもやり続ける。とてもシンプルなんですね。しかし、「引き続き」が問題で、宮城委員がおっしゃったように2割予算削減という大方針の中で、活動を本当に継続できるのかと。つまり、今日の冒頭で持続性とか継続性というお話がありましたけれど、やはりそれを担保することが一番肝心ではないかなと思います。

それから、36ページご覧ください。36ページの一番下に「計画的な修繕」という項目があります。これは先ほど澤田委員も指摘されたし、そもそも太下委員が最初にこの問題の重要性を指摘しました。これは別にこれからやるのではなくて、すでにやっています。美術館もこれまでに何年もかけて、少しづつ施設の改善を実施してきました。そのひとつ上の項目「県文化施設の運営方法の検討」という表現は直すべきだろうと思います。これは基本計画なのです。5年間にわたって「検討」を行うんですかと言いたい。5年が過ぎたあと、「計画通りに検討しました」で終わりかねない。そうではなくて、「改善」と明記すべきです。

「企画・発信力の強化、効率化等の側面から」ではなくて、「企画・発信力を強化し、効率化を図ります」と断言すべきではないかと思うんですね。

先に、「攻めと守り」というようなお話をしましたけれど、今すでに静岡県が持っている資源、資産、文化的な資産ですね、そういったものを維持し、継承し、さらに活用をするという大方針の中で、優先順位をどうするのかについて、この審議会で検討すべきだと思いま

す。

横山会長 40年を迎えるにあたっての、ご発言ですから、あらためて襟を正しました。遠山委員から手が挙がっていましたので、一言おっしゃっていただけますか。

遠山委員 時間が経ってしまったのに発言して申し訳ありませんけれど、最後のお二人のご意見に本当に賛成です。

静岡はいろんな文化資源を持っていまして、それをうまくこれまで少しづつ成長させてきましたけれども、それをぜひ今後も実現をしてもらいたい。それには予算がいるわけですね。

この書かれた文章を実現するには、きちんとした予算が必要なわけですが、側聞するところによりますと、削減の話が聞こえてまいります。

でもそれはおかしいわけとしてですね、例えば1の世界に輝く静岡の文化芸術の中でいくつか、例えばSPACはですね、高度の芸術、舞台芸術をやるだけではなくて、人材育成などから多方面の良い活動をしています。そういうところが十分に活動できるようにするということが静岡の誇りとする力になるわけですね。県立美術館ももっともっと充実すべきだと思います。

そういう角度から見ると、予算減ということで、簡単に判断をしないで、是非ともきちんと予算をつけていくということを強い要望として言っている委員が審議会の中にいるということですね、お使いいただいて、県の当局と戦っていただきたいと思います。

やはりこの計画書を絵に描いた餅にしないために、きちんとした財政的な手当がいるということをはっきり担当の方も思うべきですし、それから予算の担当者にもお伝えいただきたい。そのことを強く申し上げて、私の意見といたします。

横山会長 どうもありがとうございました。元気が出てきそうな流れになってまいりました。ありがとうございます。お顔をうかがっている限り言い足りなかったという表情の委員もおられますけれども、あとはこの議事録を整理する段階で、個別に改めて確認させていただくこともあるかと思いますので、その点どうぞよろしくお願いします。

式守課長代理 横山学長、ありがとうございました。議員の皆様におかれましても、長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、必要な修正を加え、12月に県議会常任委員会での審議、パブリックコメントの募集を行い、最終の計画案を次回2月9日に開催予定の審議会でお諮りする予定でございます。本日の審議会は以上になります。本日はお忙しいところありがとうございました。